

令和元年度 第1回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会

日時；令和元年7月4日（木）10時～
会場；恵庭市役所 第1委員会室

<次第>

1 開会

2 保健福祉部長挨拶

3 委員・関係職員自己紹介

4 部会長・副部会長の選任

5 議事

①えにわ障がい福祉プランの取組み状況について

②恵庭市手話言語条例（素案）について

③恵庭市障がい者地域活動支援センター運営事業の事業者選定について

④恵庭市水道料金等助成事業について

⑤その他

6 閉会

<MEMO>

.....

.....

.....

.....

.....

恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会 委員名簿

任期 令和元年5月27日から令和3年5月26日

区分	氏名	所属	役職	
関係機関・団体	1	津田 久	恵庭市社会福祉協議会	会長
	2	下原 干城	恵庭市町内会連合会	会長
	3	佐山 美恵子	恵庭市地域女性連絡会	会計
	4	薬袋 真也	恵庭商工会議所	総務運営課長
	5	高橋 光彦	日本医療大学	教授
福祉関係	6	高橋 敏明	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	副会長
	7	武田 憲明	恵庭光と風の里	施設長
障害者団体	8	泉 司	恵庭身体障害者福祉協会	会長
	9	高橋 友春	恵庭市手をつなぐ育成会	理事
	10	高橋 正俊	恵庭市精神障害者家族会かしわ会	会長
	11	笹嶋 明美	恵庭発達障がいネットワーク すくらむ	代表

順不同・敬称略

○恵庭市社会福祉審議会条例

平成17年3月30日

条例第8号

改正 平成18年6月21日条例第20号

(設置)

第1条 恵庭市における社会福祉の推進を図るため、恵庭市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉の計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉事業の推進に関すること。
- (3) その他市長が社会福祉推進のため、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦する者
- (3) 公募で選考した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会の設置等)

第7条 審議会に、次の専門部会を置くことができる。

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門部会
- (2) 障害者福祉専門部会
- (3) 児童福祉専門部会
- (4) その他市長が必要と認める専門部会

2 専門部会の委員は、13名以内とする。

3 専門部会の委員は、会長が審議会の委員の中から指名する。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、専門部会の審議のために必要と認める場合は、専門部会の委員を委嘱することができる。

5 専門部会の委員の任期は、市長が定める期間とする。

6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

7 部会長及び副部会長は、第3項の規定により指名された委員の互選により定める。

8 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、部会長はその結果を会長に報告するものとする。

9 その他専門部会の会議については、第5条及び前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 恵庭市次世代育成支援対策推進協議会条例(平成16年条例第8号)

(2) 恵庭市高齢化対策協議会条例(平成14年条例第17号)

(3) 恵庭市障害者の住みよいまちづくり推進協議会条例(平成14年条例第15号)

(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成18年6月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅲ 第5期恵庭市障がい福祉計画

■ 障がい者支援サービス体系 ■

1 はじめに

障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第5期恵庭市障がい福祉計画」を策定します。

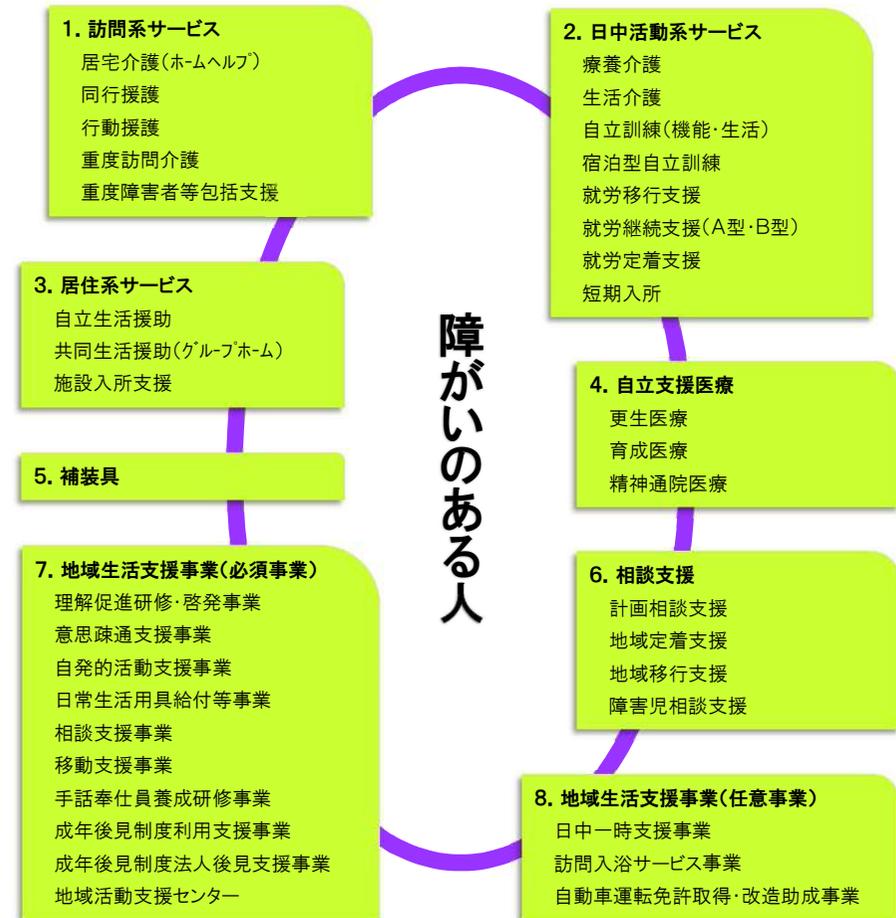
第5期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障害福祉サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2 障がい者支援サービス体系

障がいのある人に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービスを表します。これらのサービスは、障がいのある人の自立を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と、利用者の状況に応じ市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

自立支援給付は、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、自立支援医療、補装具、相談支援に区分され、さらに実際の福祉サービスに分かれています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に区分され、そして実際に利用する事業に分かれています。



3 地域移行等の目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などの課題に対応するために、平成32年度を目標年度とし次の目標を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人が、グループホームや一般住宅など地域生活に移行する人の目標値を設定します。

- ①平成32年度末の時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の9%以上の人が地域生活に移行することを目標とします。
- ②平成32年度末の時点の施設入所者数を、平成28年度時点の施設入所者数から2%以上減少することを目標とします。

項目	数値	備考
平成28年度末の入所者数(A)	95人	
①平成32年度末の地域生活に移行数(B)	9人	(A)の9%
②平成32年度末施設入所者の減少見込数(C)	2人	(A)の2%

(2)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度までに一般就労に移行する人の目標値を設定します。

- ①平成32年度末の一般就労への移行者数を、平成28年度の移行実績の1.5倍以上の増加を目標とします。
- ②平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数を、平成28年度末の2割以上の増加を目標とします。

項目	数値	目標値	
		平成28年度	平成32年度
①平成28年度の一般就労者数	13人	▶ 20人	▶ 20人
②平成28年度の就労移行支援事業の利用者数	22人	▶ 27人	▶ 27人

(3)地域生活支援拠点の整備

入所施設等から地域生活への移行、地域生活の維持継続のための支援等のニーズに対応したサービス提供体制を整えるために、地域生活の拠点づくりが必要となっています。平成32年度末までに^{(1)※}札幌障がい保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも1か所整備することを目標としていきます。

項目	目標
地域生活支援拠点の整備	平成32年度末までに札幌圏域に少なくとも1か所

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を目指します。また、長期入院患者の地域移行に伴う本市における利用者数の目標数を下記のとおり定めます。

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに設置
精神障がいにかかる長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(利用者数)	平成32年度末で7人

¹※障がい保健福祉圏域 北海道では、障がい者施策の積極的な推進を図るため人口規模等に応じて、道内21箇所¹の広域的な障がい保健福祉圏域を設定しています。恵庭市は、石狩市、当別町、新篠津村、札幌市、江別市、北広島市、千歳市と共に「札幌圏域」に位置づけられています。

4 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量

前計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	63	61	55	64(51)	65	66
利用時間数(時間/月)	799	788	664	552(528)	561	569

重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、居宅で身体介護や生活援助及び移動中の介護を総合的にを行います。

主な利用者／障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する人

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	1	1	1	2(1)	2	2
利用時間数(時間/月)	3	366	475	732(569)	732	732

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。

主な利用者／独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障がいがあり、移動に著しい困難を有する人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	15	15	13	17(12)	21	21
利用時間数(時間/月)	175	176	157	199(127)	246	246

行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	3	3	4	6(6)	12	24
利用時間数(時間/月)	18	16	26	34(34)	68	136

重度障害者等包括支援

重度障がいがある人に、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的にを行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分6」であって、次のいずれかに該当する人

- ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人
- ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障がいがある人
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	0	0	0	1(0)	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	80(0)	80	80

(2)日中活動系サービス

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が「区分6」の人
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいの人であって、障害支援区分が「区分5」以上の人等

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	8	8	8	9(9)	9	9
利用量(人日/月) ^(2※)	244	242	241	273(269)	273	273

生活介護

常時介護を必要とする人に、福祉施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

主な利用者／常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分が一定以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	193	198	202	200(197)	202	204
利用量(人日/月)	3,820	3,745	3,800	3,826(3,795)	3,864	3,902

自立訓練(機能訓練)

常時介護を必要とする人に、福祉施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

主な利用者／一定の支援が必要な身体障がいのある人と難病患者

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	1	1	1	2(1)	2	2
利用量(人日/月)	7	5	2	8(7)	8	8

自立訓練(生活訓練)

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活が営めるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

主な利用者／一定の支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	3	4	4	7(4)	7	7
利用量(人日/月)	51	59	60	82(74)	82	82

²※人日/月 延べ数を示す単位です。1人が10回利用=1*10=10人日/月、2人がそれぞれ5日利用=2*5=10人日/月と表します。

宿泊型自立訓練

居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言などを行います。

主な利用者／知的障がいのある人、精神障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	3	5	5	6(5)	6	6
利用量(人日/月)	89	136	136	135(131)	135	135

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

主な利用者／就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが見込まれる人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	21	22	18	25(18)	26	27
利用量(人日/月)	379	369	310	435(310)	452	470

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型(雇用型)／通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。

B型(非雇用型)／雇用契約を行わず、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。

主な利用者／障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	28	43	52	67(57)	72	77
利用量(人日/月)	559	823	1,014	1,229(1,092)	1,321	1,413

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	155	166	172	155(176)	157	159
利用量(人日/月)	2,516	2,526	2,579	2,437(2,755)	2,469	2,500

就労定着支援 New!

一般就労へ移行した障がいのある人の就労によって生じる生活面での課題について、就労の継続を図るために企業や自宅を訪問するなどして、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導、助言などを行います。

主な利用者／生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	—	—	—	2(0)	2	2
利用量(人日/月)	—	—	—	12(0)	12	12

短期入所(ショートステイ)

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅の障がいのある人で、障害支援区分が「区分1」以上か、在宅の障がいのある児童で障害児短期入所「区分1」以上の人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	21	24	26	24(25)	26	28
利用量(人日/月)	166	127	163	156(154)	169	182

(3)居住系サービス

自立生活援助 New!

定期的に訪問し、生活に必要な助言や連絡調整を行うとともに、相談や要請がある場合は随時の対応も行います。

主な利用者／障害者支援施設やグループホームなどを利用して、一人暮らしを希望する障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	—	—	—	2(0)	2	2
利用量(人日/月)	—	—	—	12(—)	12	12

共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上である人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	75	79	82	78(83)	80	82
利用量(人日/月)	2,170	2,209	2,287	2,218(2,383)	2,275	2,332

施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	97	95	92	98(90)	100	102
利用量(人日/月)	2,929	2,785	2,673	2,916 (2,6628)	2,976	3,005

(4)自立支援医療 (見込量等は設定しません)

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

H30年度実績(延べ) 更生医療213人 育成医療51人

区分	対象者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人(18歳以上)
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)

(5)補装具 (見込量等は設定しません)

補装具

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある人、障がいのある児童、難病患者など

H30年度実績 168件

(6)相談支援

計画相談支援

障害福祉サービスの利用や変更を申請する時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。

主な利用者／障害福祉サービスの利用を希望する人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	335	413	509	563(502)	598	633

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 障害者支援施設や療養介護施設に入所している人
- ② 精神科病院に入院している精神障がいのある人
- ③ 生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘留所・少年院などに入所している障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	1	2	1	3(0)	3	3

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人
- ② 居宅において家族が同居している障がいのある人であっても当該家族が障がいや疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	0	1	0	2(1)	2	2

(7)地域生活支援事業(必須事業)

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるために、研修会やイベントの開催、発達障がいなどに関する啓発冊子の配布等、各種啓発活動を行います。

主な対象者／すべての市民

～平成30年度の取り組み～

恵庭市新任管理職員研修会、恵庭市新規採用職員研修、障がい理解促進職員研修(全3回)

障がい者差別解消法講演会

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族及び地域住民が自発的に行う活動を支援します。

主な対象者／障がいのある人、その家族など

～H30年度の取り組み～

心身障がい者ボウリング大会、研修セミナー(恵庭視覚障がい者フロンティア協会)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32

実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
-------	----	----	----	----	----	----

相談支援事業

市と障がい者総合相談支援センターが連携して障がいのある人や、その家族等からの相談に応じて必要な援助を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

H30年度実績 基本相談7,859件・2,160人(実人数) 住宅入居等支援28件

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害者相談支援事業(箇所)	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—	—

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

主な利用者／身寄りのない知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、自らの申し立てが困難であり、本人の福祉を図るために後見等開始の審判請求が特に必要であると認められた人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	—	0	0	1(1)	1	1

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

主な利用者／法人後見を実施する団体

H30年度 社会福祉協議会委託 相談件数 合計91件(認知52件、知的11件、精神4件、その他24件)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

意思疎通支援事業

窓口にて、手話通訳者を設置し、相談を円滑に行うとともに、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記を行う者を派遣します。

主な利用者／聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、会話による意思疎通が困難な身体障がいのある人

〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人/年)	31	31	33	34(41)	36	38

〈手話通訳者設置事業〉

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実設置者数(人)	1	1	1	1(1)	1	1

日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付又は貸与します。

主な利用者／原則として、在宅の身体障がいのある人・知的障がいのある人・難病患者等であつて、当該用具を必要と認められる人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
介護・訓練支援用具	1	5	3	2(1)	4	7
自立生活支援用具	17	10	15	13(15)	19	27
在宅療養等支援用具	35	31	17	32(17)	33	35
情報・意思疎通支援用具	14	17	4	16(6)	16	16
排泄管理支援用具	794	784	789	835(808)	841	847
居宅生活動作補助用具	1	0	1	1(2)	1	1
合計件数	862	847	829	899(849)	914	933

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を行います。

主な対象者／すべての市民

※修了者	利用実績			見込量		
	年度	H27	H28	H29	H30(実績)	H31
登録者数(人/年)	4	20	10	15(22)	15	15

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある人(知的障がいのある人、精神障がいのある人又は児童で重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない人)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人/年)	24	25	36	48(42)	59	74
延べ利用時間数(時間/年)	1,465	1,028	1,214	1,629(1,201)	2,036	2,545

地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営します。

主な利用者／障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実施箇所数	1	1	1	1(1)	1	2

(8)地域生活支援事業(任意事業)

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許の取得又は自動車の駆動装置等の一部改造を行うことにより社会参加が見込まれる人に、免許取得費用又は改造に要する費用の一部を助成します。

主な利用者／身体障がいのある人で、一定以上の等級の人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	6	1	3	5(3)	5	5

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が、対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	2	4	5	4(4)	4	4

日中一時支援事業(デイサービス)

障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	10	13	13	14(20)	14	14

5 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、障がい者地域自立支援協議会などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がい者の実情に合わせた事業実施に努めます。

IV 第1期恵庭市障がい児福祉計画

1 はじめに

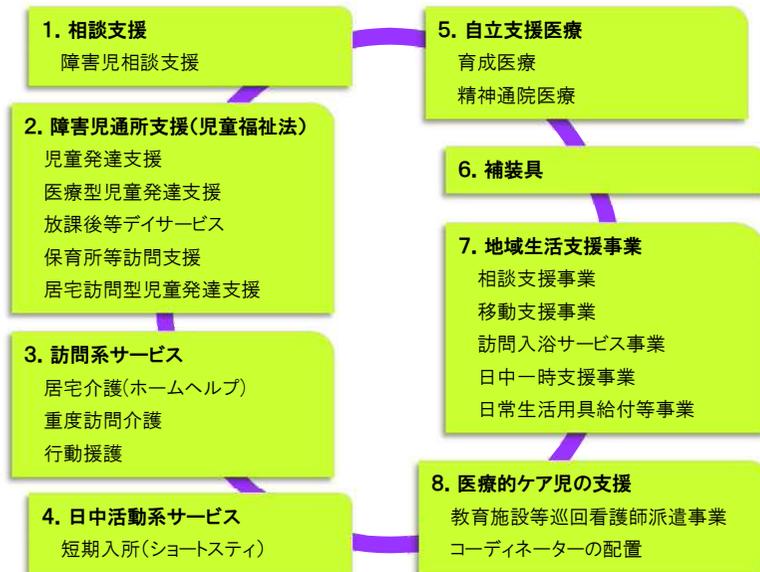
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第1期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第6期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

2 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達心配な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫による実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■障がい児支援サービス体系■



3 提供体制の整備

(1)児童発達支援センターの設置

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。通所支援と保育所等訪問支援・障害児相談支援、居宅訪問型児童発達支援などのほか、市内事業への指導・助言などを行います。設置については北海道の方針を踏まえ、平成32年度までの設置に関して検討をすすめます。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに設置

(2)保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を発達が心配な児童や障がい児本人とスタッフに行います。

項目	目標
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)

(3)重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後デイサービスの通所支援サービスを行います。

項目	目標
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所)

(4)医療的ケア児支援の協議体制づくり

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、恵庭市障がい者自立支援協議会において協議の場を設置します。

項目	目標
医療的ケア児支援の協議の場	平成30年度末までに設置

4 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量

前計画期間における障害児福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害児福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

(1) 相談支援

障害児相談支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	191	222	248	248(239)	253	257

(2) 障害児通所支援

児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作の指導や知識・技能、集団生活への適応のための訓練等を行います。

主な利用者／就学前の発達が心配な児童、就学前の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	105	101	120	117(106)	119	121
利用量(人日/月)	381	346	476	563(428)	572	581

医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	0	0	0	1(0)	2	2
利用量(人日/月)	0	0	0	2(0)	4	4

放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

主な利用者／就学している障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	116	116	128	129(130)	130	132
利用量(人日/月)	994	1,185	1,295	1,927(1,327)	1,937	1,967

保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言等を行います。

主な利用者／集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	1	1	2	1(3)	2	2
利用量(人日/月)	1	2	2	2(3)	4	8

居宅訪問型児童発達支援 **New!**

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

年度	見込量		
	H30	H31	H32
利用者数	児童発達支援センターへの移行と併せて実施		

(3)訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数	4	4	7	4(7)	4	5
利用時間数(時間/月)	64	54	58	40(58)	40	50

重度訪問介護

重度の肢体不自由者、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	2	2	2	2(2)	2	3
利用時間数(時間/月)	20	23	28	24(33)	24	36

行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数	0	0	0	0(0)	0	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	0(0)	0	12

(4) 日中活動系サービス

短期入所(ショートステイ)

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
利用者数(人/月)	7	10	22	11(13)	11	12
利用時間数(時間/月)	28	33	51	65(37)	65	71

(5) 自立支援医療 (見込量等は設定しません)

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

主な利用者／障がいのある児童(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

区分	対象者
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

(6) 補装具 (見込量等は設定しません)

補装具

障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある児童

(7) 地域生活支援事業

移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人/年)	26	21	14	15(10)	16	17
延べ利用時間数(時間/年)	2,300	1,423	1,004	1,035(979)	1,104	1,173

訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	1	0	1	1(1)	1	1

日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	14	13	9	9(6)	9	9

日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	4	5	6	6(6)	6	6

(8)医療的ケア児の支援

教育施設等巡回看護師派遣事業

教育施設等(保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

主な利用者／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

年度	利用実績			見込量		
	H27	H28	H29	H30(実績)	H31	H32
実利用者数(人)	6	4	4	5(3)	5	6

コーディネーターの配置 New !

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し総合的な支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

主な利用者／医療的ケアが必要な児童

年度	見込量		
	H30	H31	H32
コーディネーターの配置	医療的ケア児支援の協議の場の設置により平成32年度末までに検討する		

5 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるような見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、障がい者地域自立支援協議会や新たに医療的ケア児支援の協議の場などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がい児の実情に合わせた事業実施に努めます。

恵庭市手話言語条例(素案)

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語で、ろう者にとってはお互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものである。

しかしながら、過去には、教育現場においても手話の使用が禁止されるなど、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活を送ってきたという歴史がある。このような状況に置かれながらも、手話は、ろう者の間で大切に守り受け継がれてきた。

近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であることが定められ、手話に対する理解は広がりつつある。しかし、手話が言語であるとの認識は十分とは言えない。ろう者が、地域社会で安心して生活するためには、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えることが必要である。

恵庭市は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者を含む全ての市民がお互いに尊重し、人と人がつながり、共生できるまちえにわを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思の疎通を円滑に図る権利を有していること及びその権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりのための手話による意思の疎通に配慮するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、それぞれが行う手話に関する取組を尊重し理解に努めるとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思の疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の確保、養成等の施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。

恵庭市手話言語条例 プロジェクト案・素案比較表

恵庭市手話言語条例(プロジェクト案)	恵庭市手話言語条例(素案)	説 明
<p>手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語で、ろう者にとってはお互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものである。</p> <p>しかしながら、過去には、教育現場においても手話の使用が禁止されるなど、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活を送ってきたという歴史がある。このような状況におかれながらも、手話は、ろう者の間で大切に守り受け継がれてきた。</p> <p>近年、障がい者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であることが定められ、手話に対する理解は広がりつつある。しかし、手話が言語であるとの認識は十分とはいえない。ろう者が、地域社会で安心して生活するためには、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えることが必要である。</p> <p>恵庭市は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者を含むすべての市民がお互いに尊重し、人と人につながり、共生できるまちえにわを目指し、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及に関し基本理念を定め、並びに市の責務_____、市民及び事業者の役割を明らかにし_____、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、_____誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人は手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していること、_____その権利は尊重されることを基本として、行なわれなければならない。</p>	<p>手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語で、ろう者にとってはお互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かせないものである。</p> <p>しかしながら、過去には、教育現場においても手話の使用が禁止されるなど、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活を送ってきたという歴史がある。このような状況に置かれながらも、手話は、ろう者の間で大切に守り受け継がれてきた。</p> <p>近年、障害者_____の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であることが定められ、手話に対する理解は広がりつつある。しかし、手話が言語であるとの認識は十分とは言えない。ろう者が、地域社会で安心して生活するためには、手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整えることが必要である。</p> <p>恵庭市は、手話が言語であるとの認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者を含む全_____ての市民がお互いに尊重し、人と人につながり、共生できるまちえにわを目指し、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及に関し基本理念を定め、_____市の責務並びに_____市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、<u>もって</u>誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思の疎通を円滑に図る権利を有していること<u>及びその権利が</u>尊重されることを基本として<u>行</u>われなければならない。</p>	<p>前文 文節中のひらがな表記について法制上の整理を加えた。</p> <p>第1条 文節中の接続詞について法制上の整理を加えた。 目的規定の一般的な規定形式に合わせて、「○○し、もって●●することを目的とする」という規定に修正した。</p> <p>第2条 文節中の接続詞・句点について法制上の整理を加えた。</p>

(市の責務、市民・事業者の役割、相互協力)

第3条

(1) 市の責務 市は、市民及び事業者に対する手話の理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(2) 市民の役割 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者の役割 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりのための手話による意思疎通に配慮するよう努めるものとする。

(4) 相互協力 市、市民及び事業者は、それぞれ行う手話に関する取組を尊重し理解に努めるとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報の取得がしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の確保及び養成等の施策
- (4) 前3号に掲げるものの他、この条例の目的を達成するために必要な施策

(市の責務_____)

第3条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりのための手話による意思の疎通に配慮するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、それぞれが行う手話に関する取組を尊重し理解に努めるとともに、相互に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による意思疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのための施策
- (3) 手話通訳者の確保、養成等の施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

第3条

法令文では条に本文のない規定は存在しないことから、各号列記として書かれていたものを条文として第3条から第6条までにそれぞれ規定した。

第7条

上記の条文追加によって第7条に繰り下げた。
文節中の接続詞・漢字表記について法制上の整理を加えた。

(財政上の措置)

第5条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

削除

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

第5条

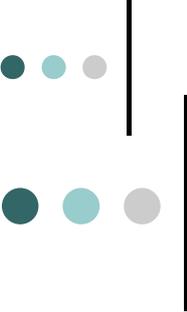
プロジェクト案の趣旨は、手話に関する施策を進めるため財政措置を義務付けて予算の担保を得ようというもののようなものである。

市には、第3条（市の責務）の規定により手話に関する施策を推進する義務があり、新第7条ではどういった施策を行うかを規定している。

こうした施策をどのように行い、どう予算を措置するかについては、市の他の施策と同様政策予算や予算編成の中で整理されるべきものであり、手話に関する施策についてのみ条例で強制力を持たせた場合、市の他の施策とのバランスを欠くことになり、予算編成における支障や不都合を生じさせる恐れがあるため削除した。

第8条

第3条から第6条までの条文追加・第5条の削除によって第8条に繰り下げた。



恵庭市障がい者地域活動支援センター 運営事業の事業者選定について

令和元年7月4日

恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会

恵庭市保健福祉部障がい福祉課



1.事業の目的

地域活動支援センターは、障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を提供する施設として、障がい者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域活動支援センター運営事業は障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業の必須事業の一つとして位置付けられています。

(総合支援法第5条第27項、第77条第9項)

○利用対象者： 恵庭市に住所を有する障がい児者

(恵庭市障がい者地域活動支援センター運営事業実施要綱第3条)



2.事業の実施主体

- 事業の実施主体は市町村だが、
委託または補助して実施することが可能
(地域生活支援事業実施要綱)
- 事業の運営主体は、社会福祉法人、公益法人、
特定非営利活動法人等の団体
(恵庭市障がい者地域活動支援センター運営事業実施要綱第2条)



3.事業の種類等

類型		事業内容	一日平均 利用人数
I型	機能強化事業 (国庫補助)	基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施する事業。	20人以上
II型		基礎的事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業。	15人以上
III型		基礎的事業と併せ、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業。	10人以上
IV型	基礎的事業 (交付税措置)	利用者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行う事業。	10人以下



4.設備及び運営に関する基準

- センター：10人以上の人員が利用できる規模を有するもの。
- 設備：創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所及び便所があること。
- 職員配置：施設長1人、指導員2人以上
- その他：運営規定、非常災害対策、サービス提供記録、衛生管理、秘密保持、苦情解決、事故発生時の対応など。

(総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

(北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例)

(北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則)

(恵庭市障がい者地域活動支援センター運営事業実施要綱)



5.恵庭市地域活動支援センターの現況

名称

地域活動支援センターつどいの家ビバハウス

事業実施主体

特定非営利活動法人工房恵庭運営委員会

事業類型

IV型

職員体制

センター長 1名(非常勤)

指導員 3名(常勤1名、非常勤2名)

(社会福祉主事、看護師、精神保健福祉士)

開設日・開設時間

月～金曜日、9:30～16:00

6. 恵庭市地域活動支援センターの 活動内容

○生産活動

米袋作業、自主製品製作・販売など

○創作活動・地域活動等

レクリエーションの行事、健康づくりの運動、
ボランティア活動、通信作成、調理実習、
地域行事への参加

7. 恵庭市地域活動支援センターの実績

○登録者数 : 29人

○1日平均利用人数 平成28年度8人(7.43人)

平成29年度7人(6.7人)

平成30年度7人(6.79人)

地域活動支援センター箇所数の検討

○利用者数が増加する場合には、増設の検討が必要。

直近数年の利用者の推移からは、増設は必要とはせず、

設置数は1箇所として検討したい。



8.運営事業者公募の推移

プロポーザルの実施	運営期間	選定結果	事業実施方法
H22.3月	4年(H22.4~H26.3月)	工房恵庭運営委員会(Ⅳ型)	補助
H25.11月	3年(H26.4~H29.3月)	工房恵庭運営委員会(Ⅳ型)	補助
H28.11月	3年(H29.4~R2.3月)	工房恵庭運営委員会(Ⅳ型)	補助

事業実施方法の例

- 補助 : 市の補助条件に沿った内容で運営した事業者に運営費を補助金として支出する形態で実施
- 委託 : 市の事業を事業者に委託し、委託仕様書に基づき運営したことへの委託料を支出する形態で実施



9.えにわ障がい福祉プランの位置づけ

第6期恵庭市障がい者福祉計画

- 基本目標Ⅰ 安心な日々の暮らしを支援するまちづくり
 - ▶生活支援 ▶地域生活支援事業の充実(P9)
- 基本目標Ⅲ 社会参加を支援するまちづくり
 - ▶就労支援 ▶福祉的就労の底上げ(P16)

第5期恵庭市障がい福祉計画

- 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量
 - ▶地域活動支援センターの実施箇所数見込量は、令和2(平成32)年度で2箇所としている。(P36)



10. 今後の事業実施方針

令和2年度以降 実施事業者の公募方針

- 選定方法 : 公募型プロポーザル方式
- 実施方法 : 委託
- 実施期間 : 5年(令和2年4月～令和7年3月)
- 設置箇所数 : 1箇所設置
- 募集類型 : III型・IV型



11. 今後のスケジュール



恵庭市水道料金等助成事業について

1. 事業の概要

- 恵庭市生活保護世帯に対する水道料助成制度実施要綱（昭和 51 年 4 月 1 日実施）
- 恵庭市水道使用料助成要綱（昭和 59 年 4 月 1 日実施）
- 生活保護世帯等に対する下水道資料料の減免に関する要綱（昭和 61 年 4 月 1 日実施）

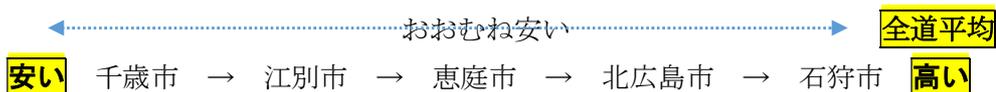
対象	生活保護世帯	高齢者世帯	障がい者世帯	ひとり親世帯
助成額（水道）	平成 20 年度 廃止	500 円／月		
助成額（下水道）		330 円／月		
世帯数		283 世帯	102 世帯	161 世帯
予算（H31 年度）		3,128 千円	1,053 千円	1,801 千円

2. 現状と課題

- 平成 27 年度事務事業評価対象事業
 - ・経済的に貧窮している世帯は高齢者、障がい者、ひとり親世帯に限らない
 - ・他の市民より多く水道を利用する特段の理由がない
 - ・受益者負担の観点から公平性に欠いている

3. 事業見直しに係る検討

- 全道・管内 水道・下水道料金の比較・・・別紙



- 事業の実施有無

管内各市	千歳市	江別市	恵庭市	北広島市	石狩市
実施有無	×	×	○	×	×

- 社会保障制度の充実

介護保険法、障害者総合支援法、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法、生活困窮者自立支援法、生活保護法

- 更なる充実

- ・低所得者への介護保険料軽減強化
- ・年金生活者支援金給付制度の構築
- ・ひとり親世帯対象 児童扶養手当支給額増額・所得制限の引き上げ

検討結果

- 水道・下水道料金（合計比較）では全道・管内と比較しても著しく高い状況ではない。
- 管内で水道使用料助成事業を行なっているのは恵庭市だけである。
- 法整備による高齢者、障がい者、ひとり親への自立支援が充実されている。
- 高齢者、障がい者、ひとり親ゆえにほかの人よりも水を多く利用する要素がない。
- 長年継続してきた事業であることから激変勘案措置として段階的廃止が望ましい。

3年をもって段階的な事業廃止が適当である

助成額	現行	令和2年度	令和3年度	令和4年度
上水道	500円	400円	200円	0円
下水道	330円	200円	100円	0円
合計	830円	600円	300円	0円
負担増額/月		230円	300円	300円

負担増額	2,760円/年	3,600円/年	3,600円/年
------	----------	----------	----------

4. 今後のスケジュール

社会福祉審議会各専門部会へ報告	7月 高齢者福祉・介護保険専門部会
	7月 障害者福祉専門部会
	7月 児童福祉専門部会
常任委員会報告	9月
助成対象者へ周知・説明	10月～
社会福祉審議会へ報告	3月 社会福祉審議会
事業廃止	令和2年4月利用分から助成額を減額 令和4年4月利用分から完全廃止

所得税非課税の在宅高齢者世帯・重度心身障がい者世帯・ひとり親世帯を 対象とした生活保障制度一覧

1. 介護保険法に基づく制度

①介護保険料の軽減

平成 31 年の消費税増税に伴い非課税世帯の保険料の軽減を拡充。

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

社会福祉法人の介護保険サービスを利用した場合の利用者負担を軽減。

③特定入所者介護サービス費の給付

施設サービスを利用した際の居住費・食費の負担を軽減。

④高額介護サービス費の給付

介護サービス費が高額となった場合に基準額を超えた部分を給付。

2. 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく制度

①子どもの生活・学習支援事業

様々な困難や課題を抱える子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行う地域の居場所づくりを進め、子どもの生活向上を図ることが目的。

②母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進することを目的とする。代表的なものに就学支度（入学金）や修学（学費）資金、転宅（引越し）資金などが挙げられる。

③恵庭市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

④恵庭市ひとり親家庭高等職業訓練給付金事業

生活の安定に資する資格の取得を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。

⑤恵庭市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び児童の学びなおしを支援し、ひとり親家庭の自立の促進及び生活の安定を図る。

⑥ 恵庭市ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業

修学等の自立を促進するために必要な事由、若しくは疾病等の事由により一時的に生活援助等が必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的

⑦ 遺児手当

生計の中心者を失った児童を養育している世帯へ支給。

⑧ 母子生活支援施設の入所

母子保護の実施を受けようとする者に、母子生活支援施設における保護を実施。

3. 児童扶養手当法に基づく制度

児童扶養手当

18歳までの児童を養育し、かつ、公的年金を受けることができないひとり親家庭が該当。

4. 障害者総合支援法（障害者自立支援法）に基づく制度

① 障害福祉サービス等の利用者負担額の軽減

障害福祉サービスや地域生活支援事業の福祉サービスを受ける際の利用者負担額は原則1割負担であるが、市民税非課税世帯は負担上限額が0円となる。

② 自立支援医療の給付・重度心身障がい者医療費助成制度

医療費の一部助成。

③ 自立支援補装具の交付・修理

身体に障がいのある部分を補って日常生活や職業・学校生活等を容易にするために、車椅子や補聴器等の必要な用具(補装具)の給付または修理を行う。また自己負担額は原則1割であるが、市民税非課税世帯は自己負担額が0円。

④ 日常生活用具の給付

障がいのある方に対し、円滑な日常生活を送るために必要な用具(日常生活用具)を給付。また自己負担額は原則1割であるが、市民税非課税世帯は自己負担額が0円。

⑤ 自動車運転免許取得費の助成

障がいのある方が自動車運転免許を取得するために教習を受ける場合の費用を助成。

⑥ 自動車改造費の助成

自動車の操向装置及び駆動装置等の改造費を一部助成。

5. 国民年金法に基づく制度

障害年金

病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。なお、非課税の収入となる。

6. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく制度

①特別児童扶養手当

精神や知的、身体に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を養育されている方に支給。

②特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

在宅の重度の障がい者(児)に対し、その障がいのために生じる特別な負担の軽減と福祉の増進を図る。

7. 地方税法に基づく制度

税金の控除・免除

①高齢者

介護認定を受けた方について、所得税・住民税から一定額を控除。

②障がい者

所得税・住民税・相続税・贈与税・事業税・自動車税・軽自動車税から一定の控除。

8. 生活困窮者自立支援法に基づく制度

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立に向けた支援事業。

9. 生活保護法に基づく制度

最終的な真の困窮者世帯とされる方への対策としては生活保護法で最低生活費を保障。

10. 市独自の条例および要綱に基づく制度

①ひとり親家庭および重度障がい者医療費助成制度

医療費の一部を助成。

②重度障がい者タクシー料金助成制度

重度障がい者(児)に対しタクシー料金の一部を助成。

③火葬炉使用料の減免

市民税非課税世帯は全額免除。

④恵庭市内体育館等の使用料減免

障がい者手帳の交付を受けている方は個人利用料金とトレーニング室の利用料金が無料となる。